平成 25 年 1 月 25 日

各　　位

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長　玉　井　信　光
(コード番号：8789 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 執行役員 経営管理部長
鷲 本　晴 吾
電 話 番 号 ： (03) 5733-2121

子会社に対する仲裁申立に関するお知らせ

連結子会社である Crane Reinsurance Limited(以下、「Crane」といいます。)が、下記の通り仲裁の申立を受けましたので、お知らせ致します。

記

１．仲裁申立の内容

（１）仲裁申立の場所等

場所　ロンドン（英国）
準拠法 英国法
申立日 平成 25 年 1 月 4 日

（２）仲裁を申し立てた者の概要

商号　Hardy Underwriting Limited & Others, Lloyd's Syndicate Number 382
(以下、「Hardy」といいます。)
所在地 ロンドン（英国）
代表者 Chief Executive Officer Barbara Merry (Hardy Underwriting Limited の代表者)

（３）子会社の概要

商号　Crane Reinsurance Limited
所在地 英国領バミューダ
代表者 President and CEO 玉井　信光

（４）仲裁申立の経緯、内容

Crane は、申立人である Hardy と再保険契約を締結し、平成 20 年より Hardy の再保険を引受けて参りました。今回、Hardy は当該再保険契約に基づき下記の請求額の支払いを主張しております。一方、Crane は当該請求につき、その請求内容の妥当性を裏付ける説明やデータを要請しているものの、当方の要求を満たす説明やデータの提供がされず、

両社の協議が整わなかったことから、Hardy が仲裁を申し立てたものであります。

（５）請求額

平成 24 年 6 月 30 日時点で 1,455 百万円の請求額があり、今後請求額の増額の可能性もあります。なお、すでに請求額のうち、3 百万米ドル（約 263 百万円）については、再保険契約に基づき平成 25 年１月 4 日に Crane の預金からの相殺により支払いが行われております。

２．今後の見通し

Craneとしては、正当な支払い義務の発生する金額の認定を仲裁手続において主張していく方針です。なお、当該申立による1,455百万円の請求が全額認容された場合の損失は前期の連結決算に計上しております。

以　上